

第41回別海町社会福祉大会

社会福祉法人 別海町社会福祉協議会



ふれあいネットワーク

別海町社協だより

2023年5月

ふれあい

No.143号

第41回 別海町社会福祉大会を 開催しました

3月23日(木)生涯学習センターみなくろにおいて、福祉活動に注力し、地域福祉の向上に寄与された方々に対し、表彰及び感謝の意を表することを目的に第41回別海町社会福祉大会を開催しました。

なお、各表彰・感謝状・伝達を受けられた方々につきましては、本会ホームページにて公表しています。

おめでとうございます!

※右下のQRコードより本会ホームページにアクセスできます。

Contents

- 令和5年度事業計画・予算
- 令和4年度社協会員会費のお礼と報告
- 新入職員の御紹介
- 寄付金報告
- 別海町ボランティアセンター研修会のお知らせ
- ボランティアポイントについて
- べつかい安心サポートセンターだより

発行 社会福祉法人 別海町社会福祉協議会

〒086-0202 北海道野付郡別海町別海旭町 149 番地 1
別海町生涯学習センター内

TEL 0153-75-2148 / FAX 0153-75-0457

ホームページ URL : <https://shakyo-betsukai.com/>



社協だより「ふれあい」は赤い羽根共同募金の一部助成を受けて発行しています

令和5年度 事業方針

基本理念

「互いに助け合い安心して暮らせる町」

基本方針

社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らすことのできる、福祉のまちづくりを推進することを使命としています。第6期地域福祉実践計画における「互いに助け合い安心して暮らせる町」を基本理念とし、地域福祉を推進する中核的な団体として活動を続けてまいります。

住民同士をつなぐ地域福祉活動

新型コロナウイルス感染症の拡大以後、住民のつながりを担っていた行事などが、相次いで開催できない状態となり、地域における住民の集う機会が失われてきました。同様に本会の各事業も開催内容の変更や中止を余儀なくされ、現在は、これまで築いてきた福祉関連事業への住民の参画が不透明になっていることが否めない状況です。

このような状況を踏まえ、住民同士のつながりの再構築に重点を置き、本会と地域住民が共に歩みを進められるよう、お互いの顔が見える事業の推進に努めます。

親しみやすいボランティア活動

地域福祉の充実・互助の基礎として欠かすことのできないボランティア活動へ多くの人に参加してもらうため、誰もが参加しやすい研修会等を企画、実施してまいります。

また、活動の後押しとなるよう、ボランティアポイント制度の運用を継続します。

権利擁護関連事業の拡充

今後、増加が見込まれる支援を必要とする方に対応するため、十分な職員配置により、制度の広報・啓発、支援者の発掘・育成、実際の制度利用に係る相談支援を「べつかい安心サポートセンター」として包括的に実施していきます。

生活困窮者への相談・支援

生活困窮者に対し、必要な制度へのつなぎ、本会の独自事業による支援対応を行います。

介護サービス事業の適切な運営

介護従事者の確保に努め、継続性の高い安定したサービスの提供と経営基盤の強化に努めます。

安定した施設経営

指定管理する軽費老人ホーム「別海町ケアハウスみどり野」の安定した経営に努めます。

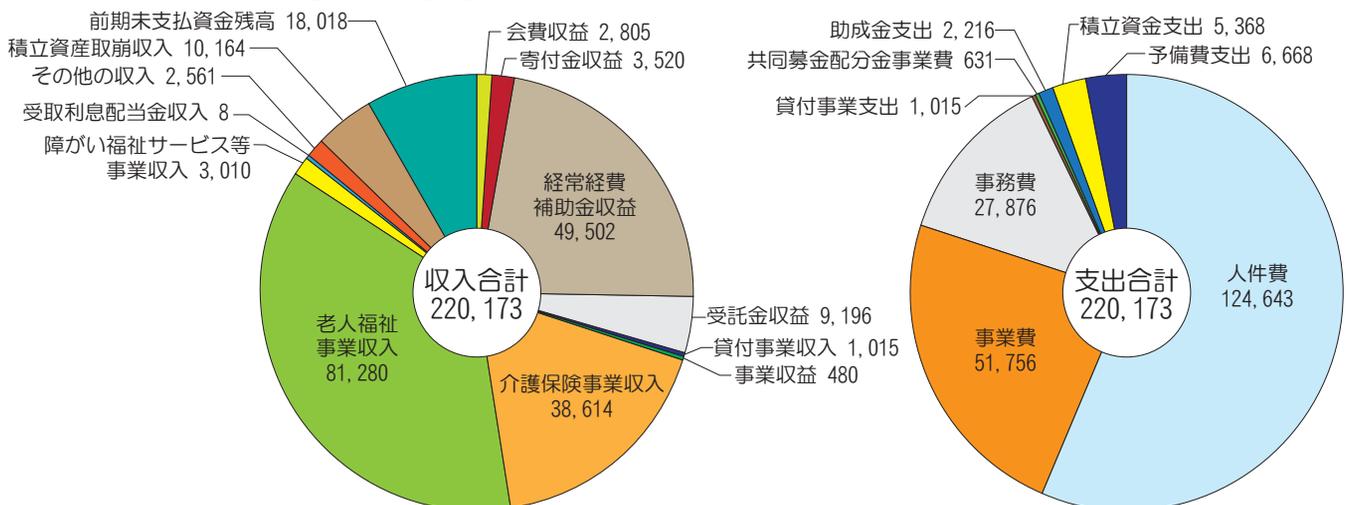
法人運営組織の強化

公益性の高い、開かれた住民のための組織として、法令順守の徹底と内部統制の強化を中心に安定した経営に努めます。また、事業活動の継続には、住民の理解と協力による会員会費や寄付金などの自主財源の確保が重要であることから、広報誌及びホームページを積極的に活用した広報活動を展開します。

加えて、災害や感染症流行時であっても最低限の業務の継続、サービス提供を維持するため、事業継続計画（BCP）の策定を計画し、地域福祉の中核を担う組織としての役割を果たすことのできる体制づくりを目指します。

令和5年度 予算

(単位：千円)



令和5年度 事業計画

法人運営

- 組織運営・事業に係る安定的な財源の確保
- 住民に必要とされる事業を展開する組織として、体制の構築を目指す
- 制度の改正や新たな地域課題等、日々変化する福祉環境に対応するために必要な知識を習得するための各種研修会等への参加
- 法令に基づいた適切な労務管理により、安心して働くことができる環境の維持、整備に努め生産性の向上を図り事業の発展につなげる

社会福祉事業

- 住民の関心が高いテーマで講演会を開催し、社会福祉協議会を含む福祉分野への関わりを持つ機会の創出を図る
- 地域福祉の推進に寄与された方に対する検証の実施
- 広報誌やホームページを活用した情報発信
- 福祉団体に対する運営協力と活動支援
- 多様な方法による住民ニーズの把握
- 各種相談窓口の開設及び相談機能の充実
- 生活福祉資金貸付事業や災害見舞金交付事業による要援護者への支援
- 小地域ネットワーク活動団体への支援及び助成と、情報提供や研修・懇談の実施
- 福祉出前講座並びに介護職員初任者研修講座の実施による福祉活動の活性化と担い手の育成
- 交流事業による地域のつながりの強化
- 高齢者福祉の充実
- 福祉用具貸出による福祉環境の充実
- 歳末見舞金交付事業、児童生徒進学（就職）支援金交付事業、要援護者生活支援金支給事業による要援護者への支援

愛情銀行資金貸付事業

- 規定に基づき、緊急または不時の出費により困窮している世帯に対して、貸付と必要な相談支援を行う
- 住民からの善意による物品の寄贈を受け付け、必要としている人へ配分することで相互援助を図る

ボランティアセンター事業

- ボランティア登録とボランティア活動斡旋
- ボランティア活動保険等の加入促進とボランティアポイント制度によるボランティア活動の活性化
- ボランティア活動を実践する団体や学校に対する活動支援並びに活動費助成
- 広報誌やホームページを活用した、ボランティア情報の発信
- 各種研修会や専門講座の開催
- 収集ボランティア（リングプル・使用済み切手）の推進
- 防災、災害に関する住民への啓蒙活動及び行政等関係機関との連携と情報交換

べつかい安心サポートセンター

- 法人後見による利用者支援
- 別海町成年後見事業（町受託事業）により、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携体制を構築し制度の利用促進を図る
- 日常生活自立支援事業（北海道社会福祉協議会受託事業）及び法人後見業務を一体的に行うことで事業を通じてさらなる地域福祉の向上を図る

生活支援事業（町受託事業）

- 外出支援サービスや配食サービスによる対象者の安定した生活の支援

居宅介護事業

- 訪問介護事業所、介護予防日常生活支援総合事業所、居宅介護支援事業所、障害福祉サービス事業所、訪問入浴介護事業所の経営
- 障害者地域生活支援事業（町受託事業）の実施
- 介護職員の確保
- 各サービスのニーズの調査及び把握
- 研修等による従事者の資質向上

ケアハウスみどり野経営

- 指定管理者制度による施設の管理、経営
- 入居者の自主性を尊重した住みよい住環境提供
- 緊急時の対応と非常災害対策
- 入居者の健康管理と保健衛生
- 余暇活動と社会参加

令和4年度 社協会員会費のお礼と報告

みなさまからお寄せいただいた社協会費3,131,204円は、地域福祉活動の事業運営などの財源として大切に活用させていただきます。

■内訳 (令和5年3月31日現在)

会員の種別	世帯数(数)	合計(円)
一般会員	3,426世帯	2,836,204
賛助会員	15企業(右記)	295,000

賛助会員一覧 ※敬称略

別海町内農協連絡協議会	別海町森林組合
別海漁業協同組合	雪印種苗(株)別海営業所
野付漁業協同組合	(有)菅野整備工場
大地みらい信用金庫別海支店	(株)オーレンス
雪印メグミルク(株)別海工場	アルファ商事(有)
森永乳業(株)別海工場	(株)小泉機械店
(株)ミノルカンパニー	(資)佐藤商店
北海道エネルギー(株)別海給油所	

■令和4年度社協会費の使い道

項目(事業)	金額(円)	内 容
運 営 費	2,452,604	地域福祉推進の活動など
企画・広報事業	253,000	ホームページの運用・広報の発行など
地域活動推進事業	14,000	小地域ネットワーク・研修会の実施など
福祉団体助成事業	311,000	福祉団体の活動助成など
ボランティアセンター事業	100,600	ボランティア団体及び指定校助成・ボランティア研修会など

社協会員って？

社協会員とは、社会福祉協議会の事業に賛同し、支えていただく個人や企業などのみなさまのことです。別海町社会福祉協議会では地域福祉活動に「会員」のみなさまからいただいた会費や寄付を使うことで地域に還元しています。

会員の加入は任意であり、強請するものではありませんが、暮らしやすい町づくりのためより多くのみなさまのご理解ご協力をお願いいたします。

新入職員紹介

この4月から別海町社会福祉協議会に新入職員が入職しました。
これからよろしくお願いいたします。



内藤 碩人 主事
初めまして、内藤碩人と申します。地元である別海町で町民の方々のお役に立てるよう一生懸命頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。



外川 光恵 主事
この度、別海町社会福祉協議会へ入職しました外川光恵です。住みよい町づくりのために、一步一步努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご寄付ありがとうございました

令和4年12月1日～令和5年3月31日

(敬称略)

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 阿部 清美 (西春別) | 西原 浩 (美原) |
| 水沼 和子 (別海寿町) | 中谷 隆弘 (別海宮舞町) |
| ヤマギシズム生活別海実顕地農事組合 (奥行) | 尾田 求 (別海緑町) |
| 小川 義一 (上春別) | 出田 司 (中春別) |
| 町立別海病院売店 (別海西本町) | 佐々木 喜世子 (中西別) |
| 齊藤 日登志 (尾岱沼潮見町) | 宮武 和子 (上春別) |
| 門田 哲夫 (別海川上町) | アンドレチェック 珠理 (石狩市) |
| 穴戸 恒之蒸 (別海寿町) | 石井 敏明 (上春別) |
| 阿部 みな子 (中春別西町) | 花輪 三津子 (別海川上町) |
| 横田 照子 (別海) | 佐賀 博幸 (尾岱沼港町) |
| 村井 美和子 (別海) | (株)アシスト (別海) |
| 菅原 スズ子 (豊原) | 本別連合婦人会 (本別) |
| 釜蓋 幸恵 (別海新栄町) | 大塚 正男 (中西別) |
| 館内 良則 (別海川上町) | 穴戸 恒男 (別海寿町) |
| 吉川 邦夫 (石狩市) | 伊藤 純悦 (別海常盤町) |
| 櫻井 弘 (西春別) | 角谷 正次 (走古丹) |
| 天神 佐千子 (走古丹) | 佐々木 憲治 (別海宮舞町) |
| 小林 憲明 (美原) | 河嶋 正好 (別海川上町) |
| 穴戸 喜美 (大成) | 兼平 優太 (尾岱沼潮見町) |
| 井戸坂 伸哉 (上春別) | 古川 八重子 (上春別) |
| 河合 明美 (本別) | 林 静江 (中標津町) |
| 桐藤 兼人 (美原) | 鈴木 修二 (尾岱沼潮見町) |
| 下町 誠 (上風連) | 木村 雅之 (床丹) |
| 千田 キミ子 (別海) | |
| 西條 文子 (別海宮舞町) | |

別海町ボランティアセンター研修会のお知らせ

今年度も、初心者を対象としたボランティア養成講座を予定しています。

○絵本の読み聞かせ講座

(七～八月頃)

講師に、絵本講師 生駒 美恵子氏を迎え、子どもと大人をつなぐ「読み聞かせ」の必要性や効果、絵本の選び方といった基礎などを学び、子育てやボランティア活動に活かすことを目的に開催します。

○幼児安全法短期講習

(十月～十一月頃)

釧路赤十字病院から指導員を招き、乳幼児期に起こりやすい事故の予防、かかりやすい病気の症状に対する手当等の知識と技術を習得し、日常生活やボランティア活動に活かすことを目的に開催します。

ボランティアポイントについて

■ボランティアポイントとは？

町が行っている行政ポイント事業と連携し、別海町ボランティアセンターが指定する各種事業に参加・協力及び、個人ボランティア登録すると「ボランティアポイント」がもらえ、別海町商工業振興協同組合(別海町商工会)が実施するCOW-COWポイントに交換できます。

カードが満点になると…

■COW-COWポイントの特典

- ・お買い物⇒加盟店で500円の金券(買い物券)として利用
- ・イベント参加⇒組合や加盟店が企画する「満点カードイベント」に参加
- ・預金他⇒大地みらい信金(別海・西春別支店)で500円の預金
組合窓口(商工会)では500円の現金に換金

■対象事業及び付与ポイント

(令和5年4月)

事業名	ポイント(1回)	備考
クリーンウォーク2023 in 野付半島	10	参加者に付与
ボランティア研修会	10	//
各種ボランティア協力(収集ボランティア活動は除く)	10	協力者に付与
個人ボランティア登録(新規)	10	
個人ボランティア登録(更新)	5	年次更新

■ご利用の流れ

1. 対象事業に参加、協力、個人ボランティア登録
2. 引換券を受領
3. 加盟店でポイント交換(商店街の利用)



べつかい安心サポートだより

社会福祉協議会が行なう「成年後見制度」についてご紹介します。



成年後見ってどんな制度？

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の、契約行為や手続きを後見人がお手伝いし、大切なお金や権利を守る制度です。

判断能力により補助・保佐・後見の区分があります。

後見人は、どんなことをお手伝いしてくれるの？
○定期的に訪問し、状況確認をします。
○福祉サービス、入院、施設入所等の手続きや契約のお手伝いをします。

○高価な物を買うときの相談や、誤って購入してしまったときの取消手続きをします。

○やり繰りができない方の、お金の管理をいっしょに考え、支払いのお手伝いをします。

○相続した家やお金をどうするか決められない場合、必要に応じて支援します。

後見人等ができないこと

食事、掃除、介護、送迎、日用品の買物、頻回な訪問等

相談はどこに行けばいいの？

社会福祉協議会のほか、地域包括支援センター、相談支援専門員、役場介護支援課などでも相談を受けてくれます。

○本人の気持ちに寄り添い、支援関係者が連携し、適切かどうかを判断します。

○必要に応じて専門家（法テラス、司法書士等）に繋ぐこともします。

利用までの手続きは？

親族（または居住地の町長など）

が必要な書類等を準備し、家庭裁判所に後見等開始の審判を申し立て、成年後見人を選任するのが「法定後見制度」です。

将来に備え、自ら選んだ代理人に代理権を与える契約を結んでおく「任意後見制度」もあります。

利用手続きが大変そう

社会福祉協議会（べつかい安心サポートセンター）では相談、申立て等の手続きのお手伝いのほか、法人後見業務（受任）も行っています。

途中で利用をやめられるの？

判断力が回復した場合（医師の診断書で認められたとき）を除き、途中でやめることができません。利用する前によく相談することが大事です。

利用にはお金がかかるの？

利用のためには、家庭裁判所に書類を出す「申立て」に若干の手数料がかかります。

また、成年後見人が決まった後、その業務に対して報酬を支払います。報酬額は、家庭裁判所が決めます。（所得が少ない方には町の助成制度があります）

もし後見人とうまくいかなかったら？

がまんせずに、社会福祉協議会や役場、専門窓口にご相談します。いっしょに考えてくれます。

成年後見制度以外の

権利擁護事業もあります

日常生活自立支援事業

お金のやり繰りができない、通帳や書類をよく失くす…。

こんな不安があっても、契約能力があれば、本人と契約し、福祉サービス利用手続きや生活費の管理をお手伝いするサービスが利用できます。

※診断書、手帳の有無不問

○利用料は、1回（1時間程度）1,200円と、生活支援員の交通費実費がかかります。

※生活保護世帯は無料

【制度に関する相談問合せ】

気軽に相談ください。面談は事前予約をお願いします。

社会福祉協議会ホームページもご覧ください。

電話0153-75-2148
(社会福祉協議会)